

新

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「施行令」という。）第5条第1項及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年省令第51号。以下「省令」という。）第2条に規定する「負傷・疾病の範囲」、施行令第5条第1項第4号及び第5号並びに省令第222条第7号、第24条第2号及び第25条に規定する「突然死等の取扱い」、省令第24条第3号に規定する「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」、施行令第5条第2項並びに省令第26条に規定する「学校の管理下の範囲」を災害共済給付の基準として次のように定める。

負傷・疾病の範囲（施行令第5条第1項及び省令第22条）

規定	内 容	説 明	備 考
施行令第5条第1項第1号	事故又は行為による負傷 その他	5 事故又は行為による歯冠継続歯、有床義歯、架工義歯など、又は体内に留置、置換された人工骨・関節・管などの類の特定治療材料の破・折損などは、本号に該当する。（注10） 6 <u>この条項で「負傷でその原因である事由が学校の管理下で生じたもの」とは、学校の管理下で起きた事実が原因となった「負傷」であることが明らかであると認められる場合が該当する。</u> <u>したがって、負傷が学校の管理下で起きている場合はもとより、負傷は学校の外で起きているが、その原因となった事実が学校の管理下で起きたことが明らかであると認められる場合を含む。（注10-2）</u>	

旧

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「施行令」という。）第5条第1項及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年省令第51号。以下「省令」という。）第2条に規定する「負傷・疾病の範囲」、施行令第5条第1項第4号及び第5号並びに省令第222条第7号、第24条第2号及び第25条に規定する「突然死等の取扱い」、施行令第5条第2項並びに省令第26条に規定する「学校の管理下の範囲」を災害共済給付の基準として次のように定める。

負傷・疾病の範囲（施行令第5条第1項及び省令第22条）

規定	内 容	説 明	備 考
施行令第5条第1項第1号	事故又は行為による負傷 (新設)	5 事故又は行為による歯冠継続歯、有床義歯、架工義歯など、又は体内に留置、置換された人工骨・関節・管などの類の特定治療材料の破・折損などは、本号に該当する。（注10） (新設)	

学校の管理下において発生した事件に起因する死亡（省令第24条第3号）

規定	内容	説明	備考
省令第24条第3号	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡	<p>1 「事件」とは、児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実をいい、急激な事実であるか、継続性がある事実であるかは問わない。(注47-2)</p> <p>ただし、自他の故意が認められない事実である「事故」も含まれる。</p> <p>2 「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」とは、「事件」が原因であることが明らかであると認められる「死亡」をいう。</p> <p>この場合において、「死亡」は、学校の外で起きているが、原因となった「事件」は学校の管理下で起きていることが明らかであると認められる場合を含む。</p> <p>3 事件に係る照会原因となる事件について、必要に応じ、校長に対して照会し報告（別記様式）を求める。</p>	<p>高等学校及び高等専門学校</p> <p>の生徒・学生の自</p> <p>己の故意によ</p> <p>る死亡は給付の対象とはならない。</p>

(注)

10 義歯あるいは体内に留置、置換された人工骨・関節・管などの類の特定治療材料は、生体の一部に近いものと解すことが妥当であることから、特に負傷とみなしたものである。

10-2 学校でのいじめが原因となったことが明らかでない学校外での自傷行為による負傷などが該当する。ただし、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の人関係による不和を原因とする場合は含まない。なお、高等学校及び高等専門学校

(新設)

(注)

10 義歯あるいは体内に留置、置換された人工骨・関節・管などの類の特定治療材料は、生体の一部に近いものと解すことが妥当であることから、特に負傷とみなしたものである。

(新設)

11 学校給食に起因する、あるいはその疑いのある集団食中毒が発症した学校・保育所の児童生徒等に、発熱・下痢など食中毒様の症状が発症し、受診させた結果、食中毒関連以外の病名（例えば、感冒など）が付された場合は、食中毒の疑いとして受診させたことにかんがみ、それが短日（1～3日程度）の診療日数のものである。ば、「食中毒の疑」と解し、特に本条項号に該当する疾病として認めるものとする。中毒患者等からの二次感染者の給付の認否については、本部において行うものとする。

47 注 27 と同趣旨である。

注 28 は、ここでも同じ取扱いとする。

47-2 「特別な事実」とは、「いじめ」、「体罰」等をいい、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の対人関係による不和は含まない。

48 一般的に突然死は、急性心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、急性心停止又は特別な外因が見当たらない頭蓋内出血（運動・競技中に起きた頭蓋内出血でも、特別な外因（事故）が見当たらない場合も含む。）等が直接死因とされたものであり、入水中のものも含まれる。

附 則

この規程は、平成19年7月9日から施行し、平成17年7月9日から適用する。

11 学校給食に起因する、あるいはその疑いのある集団食中毒が発症した学校・保育所の児童生徒等に、発熱・下痢など食中毒様の症状が発症し、受診させた結果、食中毒関連以外の病名（例えば、感冒など）が付された場合は、食中毒の疑いとして受診させたことにかんがみ、それが短日（1～3日程度）の診療日数のものである。ば、「食中毒の疑」と解し、特に本条項号に該当する疾病として認めるものとする。中毒患者等からの二次感染者の給付の認否については、本部において行うものとする。

47 注 27 と同趣旨である。

注 28 は、ここでも同じ取扱いとする。

(新設)

48 一般的に突然死は、急性心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、急性心停止又は特別な外因が見当たらない頭蓋内出血（運動・競技中に起きた頭蓋内出血でも、特別な外因（事故）が見当たらない場合も含む。）等が直接死因とされたものであり、入水中のものも含まれる。

事件調査報告書

(新設)

被災児童 生徒等	フリ 氏 名	学年	性別	男 女
災害発生場所	災害発生の場合			
災害発生の日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日午〇時〇〇分	死亡年月日	平成〇〇年〇〇月 〇〇日	
1 事件の原因別 《主たる理由を1つ選択し□にレのチェック》				
(1) 学校問題				
<input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 教師の指導 <input type="checkbox"/> 体罰 <input type="checkbox"/> 友人関係の不和 <input type="checkbox"/> 学習問題 <input type="checkbox"/> その他 ()				
(2) 家庭事情				
<input type="checkbox"/> 家庭不和 <input type="checkbox"/> 父母等の叱責 <input type="checkbox"/> その他 ()				
(3) その他				
<input type="checkbox"/> 病気等による悲観 <input type="checkbox"/> 厭世 <input type="checkbox"/> 異性問題 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明				
2 「1」でのチェックした原因の具体的内容《原因となった事件の発生状況及び原因を特定した理由を記載》				
※原因把握の参考となる資料がある場合は添付してください。				
原因発生 場所	原因発生 場合	原因発生 時期	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
3 学校外の生活等において特に事件の原因となるような問題はなかったか。《選択し□にレのチェック》				
<input type="checkbox"/> 特に問題はみられなかった。 <input type="checkbox"/> 問題があった。 <input type="checkbox"/> その他 ()				
◆ 「問題があった。」「その他」の場合その詳細				

※ 記載要領については裏面をご覧ください。

(注) この用紙は、日本工業規格 A3 横型とすること

4 児童生徒の既往症について。《選択しにレのチェック》

特に既往症はなかった。 既往症があった。

◆ 「既往症があった。」の場合その詳細

5 行政上の措置等 《本件事件に関する、措置等の状況を記載》

(1) 行政・学校 《本件事件の関係者に係る法務局、教育委員会、学校による処分等があれば、その内容を記載》

(2) 民事 《本件事件について、関係者間で示談・調停・裁判等を行っている場合は、その状況を記載》

(3) 刑事 《本件事件の関係者について、刑事上の処分があれば、その内容を記載》

6 調査委員会等《調査委員会の調査結果の概要を記載、調査の別：内部調査、第三者による調査》

※調査結果に関する資料を添付してください。

記載のとおりです。

平成 年 月 日

学 校 名

所 在 地

校 長 氏 名

印

本報告書に記載しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。

記載要領

(ア) 事件調査報告書の「1 事件の原因別」については、調査委員会等の結論に基づいて記載すること。

なお、「いじめ」については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の中の定義である。

- ① 自分より弱い者に対して一方的に、
- ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの。

によるものとする。

また、「体罰」とは「身体への侵害や肉体的な苦痛を与える行為」で現に懲戒処分の対象となったものとする。

(イ) 事件調査報告書の「2 原因の具体的内容」については、学校の管理下で、どのようないじめ等があったのか、どこで行われたのか等について、具体的に記載すること。

(ウ) 事件調査報告書の「3 学校外的生活等～」については、学内の担任教師等の関係者に聴取することはもとより、当該児童生徒等の保護者にも聴取し記載すること。

(エ) 事件調査報告書の「4 児童生徒の既往症～」については、学内の養護教諭等の関係者に聴取することはもとより、学校医等の専門家及び保護者の意見も聴取し記載すること。

(オ) 事件調査報告書の「5 行政上の措置等」については、行政、民事、刑事上の措置の状況について記載すること。特に法務局が「学校における「いじめ」に関する人権侵害事件」として取り扱い「勧告」等の措置が行われている場合は、その内容を記載。

(カ) 事件調査報告書の「6 調査委員会等」については、調査委員会の結果の概要を記載する。また、調査委員会等の構成（職名、所属等）を記載すること。